

「中華人民共和国会社法」について（3）

一 株式の発行、譲渡、上場会社および会社債券を中心にして

王 東明

1 株式の発行

株式の発行および譲渡については、一九九三年四月二二日に実施された国務院の「株式発行及び取引管理の暫定規定」という行政法規があつたが、三年前に成立した「会社法」（九四年七月一日実施）が株式の発行および譲渡の原則を改めて定めている。

まず株式の概念と株式の発行原則については次のように規定している。株式会社の資本は株式に分けられ、一株毎の金額は同等である。会社の株式は株券の形式を採用する。株券は会社が署名発行した、株主が株式を所有することを証明する証書である（第一二九条）。株式の発行は公開、公平、公正の原則に従い、同じ株式は同じ権利と同じ利益配当でなければならない。同時に発行する株式の一株毎の発行条件および価格は同等でなければならず、いかなる組織または個人も応募株式に対しても一株につき同じ金額を払い込まなければならない（第一三〇条）。ここでは株式の価格の均一性と平等性を規定しており、とりわけ特殊な組織あるいは個人が有利な条件で株式を取得することを禁止した。同株同権利の原則を強調している。

また株式の発行価格については、額面または額面を超える価格の発行はできるが、しかし額面以下の発行は

禁止している。但し額面額を超えて発行する場合は、国務院証券管理部門の認可が必要になり、またそれによって得た割増金（プレミアム）は会社の資本積立金に組み入れなければならない（第一三三条）。

株式の種類は、一般大衆（個人）向けに発行する株式は記名式と無記名式の二種類がある（第一三三条）。記名株式を発行する場合は、会社は株主名簿を作成し、各株主の氏名、住所、所有する株式数、株券の番号および株式取得期日を記載する必要がある。また無記名株式の場合は、株式数、番号および発行期日の記載が必要である（第一三四条）。会社が発起人、国の授權投資機構および法人に対して株式を発行する場合は、その株券が記名株とし、また当該発起人、機構および法人の名称を記載することが必ず必要で、別の名義使用または代表者の記名は禁止されている（第一三三三条）。発起人株は必ず発起人株券の文字を表記しなければならない（第一三三一条）。これは公平と企業安定を確保するため、会社の成立日から三年以内の発起人株の譲渡を禁止するという条文（第一四七条）と関連する規定であると思われる。また額面株と無額面株については、第一三二条では、株券号を明記し、会社の代表取締役会長の署名、会社印の捺印が必要と規定している。つまり株券は必ず額面株でなければならない。無額面株に関しては「会社法」は規定しておらず、その発行はできないということになつている。その他、本法に規定していないその他の種類の株式（例えば・優先株、後配株など）については国務院が別途定めることができる（第一三五条）。

新株の発行については、まず株主総会で（1）新株の種類、数量および額面金額、（2）発行価格、（3）発行の開始日および終了日、（4）現在の株主に対して発行する新株の種類、数量および額面金額について決議しなければならない（第一三八条）。株主総会の新株発行の決議後、会社の取締役会は国務院の授權機関または省ク

ラスの人民政府に認可を申請する必要があり、また公募する場合は国务院証券管理部門の認可を受けなければならぬ（第一三九条）。会社が公募認可を受けて一般大衆に新株を公開発行する場合は、新株募集説明書および財務会計報告書ならびに附属明細書を公表するとともに、株式申込書を作成する必要があり、また法に基づいて設立された証券経営機構に募集を委託し、募集委託契約を締結する必要がある（第一四十条）。その他、新株募集の価格設定案、募集後の公告および会社登記機関における登記変更手続が必要になつてゐる（第一四一条、第一四二条）。新株発行の具体的な条件は次の通りである。（1）前回発行した株式がすでに応募を完了し、かつ一年以上経過していること、（2）会社が直近三年間連続して利益を計上し、株主に利益配当が可能であること、（3）会社が直近三年間財務会計書類に虚偽の記載をしていないこと、（4）会社の予想利益率が同時期の銀行預金利率に達していること。但し会社が当該年度の利益を新株に配当することは、前項第（2）号の制限を受けない（第一三七条）。

以上、株式発行における公開、公平、公正の原則、また同株同権利、同利益配当という株式の平等性原則、そして株式の種類、新株の発行などについて紹介した。次に「会社法」の「株式の譲渡」の内容を紹介することにしよう。

2 株式の譲渡

株主の所有する株式は法に基づいて譲渡することができる（第一四三条）。しかし株式の譲渡は証券取引所で行わなければならない（第一四四条）。現在中国に上海と深圳の二つの取引所があり、両取引所の上場企業は既に七〇〇社を超え、ここでA株（国内投資家向け株式）とB株（外国投資家向け株式）の取引が行われている。

上海と深圳以外に、北京には二カ所の店頭売買市場（STAQシステムとNETシステム・国債と法人株取引のみの店頭市場）があり、ここでは会社法人と証券業者に限つて法人株のみの取引（STAQシステム・八銘柄、NETシステム・七銘柄）を行つてゐる。⁽¹⁾それ以外の場所での株式取引はすべて禁止されている。

記名株式の譲渡は、株主の裏書きまたは法律、行政法規の定めるその他の方式で行われる。会社は譲受人の氏名または名称および住所を株主名簿に記載する。しかし株主総会の開催前三〇日以内または会社の利益配当基準決定日前五日以内は、株主名簿の名義書換えは禁止されている（第一四五条）。無記名株式の譲渡は、株主が証券取引所で当該株券を譲受人に交付すると同時に譲渡の効力が生じる（第一四六条）。

株式譲渡の公平性を維持しインサイダー取引を防ぐために、「会社法」は発起人、会社の取締役、監査役、社長（支配人）に対して特別措置を設けている。すなわち発起人の所有する当該会社の株式は、会社成立の日から三年以内は譲渡してはならない。また会社の取締役、監査役および社長（支配人）は会社に対して所有株式を申告する義務があり、在任期間中譲渡してはならない（第一四七条）。ここでは発起人または会社役員の在任中の不正取引を防止する措置をとつてゐる。

国家株および国有法人株の譲渡について、第一四六条は国の授權投資機構はその所有する株式を法に基づいて譲渡することができ、またその他の株主から買い取ることもできる。株式の譲渡または買い取りの審査、許可権限および管理方法は、法律および行政法規により別に規定される（第一四八条）。国家株および国有法人株の取引きは原則として可能になつた。国家関連株の売買またはそれ以外の株式の買い取り方法については、すでに国家国有资产管理局と国家経済体制改革委員会の「株式会社の国有株権利の管理暫定弁法」（九四年一月）により、また最近では同両機関の「株式会社国有株の株主におけるその株式の権利行使の規範意見」（九七年八月）

によって具体的に規定されている。しかし現状では、上海と深圳両証券取引所上場の七〇〇社余りの国家関連株は殆ど取引・譲渡されず、「不動株」（非流通株）というかたちになっている。この流通していない国家関連株は現在発行済株式の五〇%以上を占める。⁽²⁾「不動株」の動向は今後の株式市場と株式所有構造にかなりの影響を与えるとみられ、また今後の企業統治（コーポレート・ガバナンス）の在り方や「社会主义市場経済」の枠組と意義にも重要な関係を持つと思われる。

自社株を会社が取得することは禁止している。但し減資による株式の消却または自社株式を所有する他の会社との合併の場合は除かれる。また会社は自社の株券を抵当権の目的物として受け取ることはできない（第一四九条）。

その他、記名株式が盜難、遺失または滅失した場合、株主は民事訴訟法の規定に基づき公示催告の手続を行ない、人民法院（裁判所）に当該株券の失効宣告を請求でき、株券の失効宣告の後、会社に対しても株券の再発行を申請することができる（第一五〇条）。

3 上場会社

上場会社に関する法律規定は、諸外国では証券関連法律に含まれ、「会社法」に含まれるのが一般的である。しかし中国は法整備がかなり立ち遅れしており、今日のところ「証券法」は未成立である。一方九〇年代に入つて、証券市場は急ピッチで成長し、上海と深圳両証券取引所の上場企業はすでに何百社を数えるが、一つの取引所はそれぞれ別個の上場基準を設けていた。市場の混乱を招かないためには全国統一の上場基準が必要で、そのため「会社法」が上場基準の規定作成にまで乗り出したものと思われる。

上場会社とはその発行株式が国務院または証券管理部門の認可を受けて、証券取引所で上場取引されている株式会社をいう（第一五一一条）。

株式会社の上場は下記の条件に適合しなければならない（第一五二一条）。すなわち（1）株式が国務院証券管理部門の認可を受けて、すでに社会に対して公開発行されていること。（2）会社の株式総資本が五千万元人民元を下回らないこと。（3）営業期間が三年以上で、直近三年間連続して利益を計上していること。元国有企業が法に基づいて改組設立された場合、または本法の施行後に新設され、その主要発起人が国有の大型または中型企业である場合、連続して計算することができる。（4）額面額一千元以上を所有する株主数が一、〇〇〇人を下回らず、社会に公開発行される株式が会社株式総数の一五%以上に達すること。但し会社の資本総額が4億元を超える場合は、社会に公開発行する株式の比率は一五%以上とする。（5）会社が直近三年間に重大な違法行為、財務会計書類に虚偽の記載をしていないこと。（6）国務院が規定するその他の条件。

以上の上場条件を見ると、企業は一定の規模（最低資本金額：五千万元）および直近三年間連続して黒字を達成しない限り、上場できないという仕組みになっている。ちなみに東京証券取引所の上場企業の最低株主資本（純資産）額は一〇億円（約七千万人民元）に設定されており、中国の最低資本金額よりも高いことがわかる。

株式会社は上場を申請するとき、以上の上場条件を満たした上で国務院または国務院が授權した証券管理部門に関連書類を提出し許可を申請しなければならない。上場申請を認可された会社は株券上場の報告書を公告し、公衆の閲覧のために、その申請書を指定された場所に備え置かなければならぬ（第一五三条）。また上場企業は定期的にその財務状況および経営状況を開示し、各会計年度において、半年に一回財務会計報告書を公表しなければならない（第一五六条）。しかし上場企業のディスクロージャーの具体的な方法は「会社法」にはとくに

規定はないが、国務院の「株式発行及び取引管理の暫定規定」（九三年四月実施）が情報開示の具体的な内容を規定している（第六章第五七条）第六七条）。

株式会社は国務院証券管理機関の認可を経て、会社の株券を外国で上場することもできる（第一五五条）。この規定は現在中国企业の海外上場の拡大につながっている。

上場停止については、以下のいずれかの場合、国務院証券管理機関がその株券上場を一時停止する。（1）会社の資本金総額、株主権の分布状況などに変化が生じ、上場基準に達しなかつたとき。（2）会社が規定の財務状況を公開せず、または財務会計報告書に虚偽の記載をしたとき。（3）会社に重大な違法行為があつたとき。

（4）直近三年間連続して欠損が生じたとき（第一五七条）。上場会社が以上の第一号、第三号のいずれかに該当し、検査結果が重大であると判明した場合、または第一号、第四号のいずれかに該当し、必要期間内に改善されず、上場条件を失った場合、国務院証券管理機関はその株券の上場停止を決定する。さらに、会社が解散を決議し主管行政部門の命令による閉鎖または破産宣告を受けた場合、国務院証券管理機関はその株券の上場停止を決定する（第一五八条）。この第一五八条に設けられた上場停止措置は企業にインパクトを与える、経営者努力と經營責任感を引きだすことによつて企業経営の改善を促進するものと思われる。

4 会社債券

「会社法」の第五章は会社債券（社債）の内容を規定している。会社債券とは、会社が法定手続に従つて発行し、一定の期限内に利払償還を約束した有価証券をいうと規定している（第一六〇条）。株式会社、国有単独出資会社および二つ以上の国有企业またはその他の二つ以上の国有投資会社の投資により設立された有限責任会社（有限会社）は、生産経営資金を調達するため、本法に従い会社債券を発行することができる（第一五九条）。要するに社債の発行対象になれるのは株式会社と国家投資関連の有限会社で、逆に言えば、国家投資会社以外の一般の有限責任会社（有限会社）は発行対象から外れ、債券の発行ができないということになっている。

社債の発行条件について、第一六一条は次のように定めている。（1）株式会社の純資産額が三千万人民元以上、有限責任会社（有限会社）の純資産額が六千万人民元以上であること。（2）社債発行残高が会社純資産額の四〇%を超えないこと。（3）直近三年間の平均配当可能利益で、一年間の社債利息を支払うことができること。（4）調達された資金の使途が国の産業政策に適合すること。（5）債券の利率は国務院の定める上限利率を超えないこと。（6）国務院が規定したその他の条件に合致すること。また社債発行により調達した資金は、認可した使途に用い、企業の損失補填および非生産的な支出に使用してはならない。この社債発行の条件を見れば、株式会社は有限会社よりかなり緩かな条件を設定されており、また調達資金の非生産的部面への流用を禁じている。

しかし、次の二項のいずれかに該当する場合は社債の発行をしてはならない。（1）前回発行した社債の募集が完了していない場合。（2）既発社債またはその他の会社債務に対し違約または元利支払い遅延の事実があつて、かつその状態が継続している場合（第一六二条）。

発行の手続は会社の取締役会が発行原案を作成し、株主総会が決議する。国有単独出資会社が社債を発行する場合、国の授權投資機構または部門が決定しなければならない。前二項の規定に基づく決議または決定を受けて、会社は国務院証券管理部門に認可を申請しなければならない（第一六三条）。ここで国有単独出資会社（有限会社）についてのみ、国の授權投資機構または部門の決定を必要とするという特例を設けている。

社債発行の認可申請時に必要な提出書類は（1）会社の登記証明書、（2）会社定款、（3）社債募集説明書、

（4）資産評価報告書および出資検査機関報告書（第一六五条）で、申請認可後、社債募集説明書を公告する」とが必要で、それには次の主要事項を明記しなければならない。（1）会社の名称。（2）社債の総額および額面額。（3）利率。（4）元金償還および利息支払の期日および方法。（5）社債発行の開始および終了日。（6）会社の純資産額。（7）既発行の満期前社債総額。（8）社債募集の委託機構（第一六六条）。

社債の発行枠は国務院が決定する。国務院証券管理部門は国務院の定めた枠を超えて社債の発行認可はできない（第一六四条）。社債発行の全体枠は国が決めて、この枠内でしか発行できない。ちなみに国家計画委員会の発表によると、九七年度の社債発行規模は一五〇億元と決まり、その内訳は中央企業債が約七六億元（鉄道債・三五億元。電力債・二〇億元、それには一〇億元の三峡ダム債を含む。石油化学債・一三・四億元など）、地方企業債が七四億元である⁽³⁾。この社債の発行計画は国の産業政策と投資方針をそのまま表わしていると思われる。

社債は記名社債と無記名社債の二種類に分けられる（第一六八条）。記名社債の発行は社債権者の氏名、住所、取得日、券面額、利率、償還期限および方法などを明記した社債原簿を作成しなければならない。無記名社債の場合は社債原簿に社債総額、利率、償還期限および方法、発行期日ならびに社債番号を明記する必要がある（第一六九条）。

社債は譲渡することができる。社債の譲渡は法に基づいて設立された証券取引所で行わなければならない。譲渡価格は譲渡人と譲受人が約定する（第一七十条）。

上場会社は株主総会の決議を経て転換社債を発行することができ、社債募集説明書の中で具体的な転換方法を定める。転換社債の発行も国務院証券管理部門の認可が必要であり、その発行条件は社債の発行条件を具備する不転換について選択権を有する（第一七三条）。以上のように社債の譲渡および転換社債の発行もできるようになっている。

社債の発行、譲渡および管理についての法規は「会社法」以外に、国務院の「企業債券管理条例」（一九八七年三月）がある。また最近では国務院の認可を経て、国務院証券委員会が「転換社債の管理暫定方法」（一九七八年四月）を公布し⁽⁴⁾、転換社債の発行が始まった。現段階では国が非上場の重点国有企业五〇〇社を選んで転換社債の発行実験を開始し、その発行規模は現在四〇億元に限定されている⁽⁵⁾。

注

- （1）中国證券業協会編「中国証券市場年報（一九九六年）」中国金融出版社、一九九六年、三六頁～四二頁。
- （2）拙稿「中国の株式分布状況について」『証研レポート』No.1547（一九九七年六月）。
- （3）「中国証券報」一九九六年一二月二七日。
- （4）「中国証券報」一九九七年四月一〇日。
- （5）「中国証券報」一九九七年四月一〇日。

参考文献

王立民編「公司法基礎知識」立信会計出版社、一九九四年。

志村治美監訳、王進生訳「中国会社法」「國際商務法事」Vol.22.No.3.No.4.No.5(1994).

(財)日本証券経済研究所「中国の株式会社制度と証券市場の生成」平成六年。
鈴木竹雄「会社法(新版)」弘文堂、平成五年。